平成２６年（フ）第６６４号
兵庫県西宮市津田町２番20―607号
債務者　中山　久幸
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３号
兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目28番30―106号、前住所兵庫県尼崎市崇徳院３丁目２番地グランコート尼崎西507号
債務者　中濵　美和
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３号
岐阜県瑞穂市穂積1607番地１　リバーサイドほずみ104号
債務者　近藤　正義
1　決定年月日時　平成27年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２８３号
兵庫県宝塚市雲雀丘２丁目８番17―303号
債務者　安倍　友子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第６０３号
兵庫県尼崎市東難波町４丁目１番30号
債務者　塩津　　智
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６７３号
兵庫県尼崎市南武庫之荘６丁目３番８号フジハイツ武庫之荘Ⅱ102号
債務者　森川　純治
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６９６号
兵庫県尼崎市南塚口町１丁目19番６号
債務者　生芝　義造
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６９７号
兵庫県尼崎市南塚口町１丁目19番６号
債務者　生芝　和子
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１２４号
宮城県遠田郡涌谷町字裏桜町43番地３
債務者　臼井　正徳
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第４６３号
静岡県浜松市中区高丘北２丁目１番17号ファミールハイツ101
債務者　木村　範子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４号
三重県伊賀市四十九町2037番地の５
債務者　五十嵐一弘
1　決定年月日時　平成27年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２７年（フ）第２号
滋賀県近江八幡市鷹飼町874番地１　２―206号
債務者　木村　考樹（旧姓畑）
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第５号
滋賀県蒲生郡日野町大字内池152番地　第２内池団地113号
債務者　宮川由紀子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第６号
滋賀県近江八幡市市井町217番地　市営市井団地４号棟401号
債務者　河内　繁雄
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第７号
滋賀県彦根市安清東町95番地　1006号、前住所滋賀県近江八幡市安土町西老蘇873番地１102号
債務者　高松　　翔
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第７６９号
神戸市北区有野台２丁目９番地の４　12―503号
債務者　速水　輝之
1　決定年月日時　平成27年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９２号
兵庫県西宮市今津社前町１番11―507号
債務者　原　　慶和
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係